

# 核融合科学研究所コンプライアンス教育及び啓発活動実施に関する申合せ

制 定 平成26年9月 1日 不正防止委員会決定  
最終改正 令和 3年9月22日

## 1 目的

核融合科学研究所（以下「研究所」という。）の職員及びその他関連する者（以下「構成員」という。）に、自身を取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるかなどを理解させるための教育（以下「コンプライアンス教育」という。）及び不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的とした諸活動全般（以下「啓発活動」という。）を実施し、競争的研究費等の不正使用の防止を図ることを目的とする。

取り扱う研究費等は、当分の間、競争的研究費等に限らず、研究所において管理及び運営する経費のうち、研究所の構成員の研究教育活動のために運用される全ての経費を対象とする。

## 2 実施方法

コンプライアンス教育は、研究所不正防止委員会が企画する講習において、原則、年1回実施する。コンプライアンス教育の受講機会を確保するため、講習資料を研究所の所内限定ホームページに掲載し、常時受講を可能とする。

また、啓発活動は、原則、四半期ごとに1回実施する。

## 3 対象者

全ての構成員

## 4 実施内容

### コンプライアンス教育

- ・文部科学省が定めたガイドラインの内容・要請事項等
- ・ガイドラインに対する研究所の方針・取り組み等
- ・不正に当たる具体的事例
- ・不正が発覚した場合の本人及び研究所への影響
- ・その他不正防止委員会が必要と認めた事項

### 啓発活動

- ・役員会、機構会議において審議又は報告された内容（不正防止に関するもの）の共有
- ・他機関で発生した不正事例の紹介と、所内における対策の実施状況・認識の共有
- ・相談窓口・告発制度の周知
- ・構成員に対する情報提供

- ・その他不正防止委員会が必要と認めた事項

#### 5 受講状況の把握及び誓約書の提出

新たに研究所の構成員となった者は、コンプライアンス教育を受講した上で別紙の誓約書を提出しなければならない。

また、受講後一定期間が経過した全ての構成員は、改めてコンプライアンス教育を受講しなければならない。

#### 6 受講者理解度の把握

コンプライアンス教育の受講者には、理解度チェックテスト(以下「小テスト」という。)の受験を義務づけ、理解度を把握するものとする。なお、小テストの得点が8割に満たない構成員は、再度小テストを受験しなければならない。

#### 7 競争的研究費等の取扱い

次のいずれかに該当する構成員は、原則として競争的研究費等の運営・管理に関わることはできない。

- ・コンプライアンス教育を受講していない構成員
- ・誓約書を提出していない構成員
- ・小テストの得点が8割に満たない構成員

#### 8 その他

この申合せに定めるもののほか、コンプライアンス教育及び啓発活動に必要な事項は、研究所不正防止委員会が別に定める。

##### 付 記

この要領は、平成26年9月1日から実施する。

##### 付 記

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

##### 付 記

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

##### 付 記

この申合せは、令和3年9月22日から実施する。